

知って安心! 厚生年金

退職後に 受けられる年金

退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」があります。

これらの年金は、原則として65歳から支給されますが、老齢厚生年金には、「特別支給の老齢厚生年金」があり、支給開始年齢は下表のように生年月日に応じて異なっています。

一般組合員の方の場合、昭和36年4月1日以前に生まれた方が対象となっており、その後に生まれた方は、65歳からの支給となります。



◆老齢厚生年金の支給開始年齢

一般組合員 生年月日	特定消防組合員※1 生年月日	支給開始 年齢	支給イメージ
昭和30年4月2日 } 昭和32年4月1日	昭和36年4月2日 } 昭和38年4月1日	62歳	
昭和32年4月2日 } 昭和34年4月1日	昭和38年4月2日 } 昭和40年4月1日	63歳	
昭和34年4月2日 } 昭和36年4月1日	昭和40年4月2日 } 昭和42年4月1日	64歳	
昭和36年4月2日 } 昭和38年4月1日	昭和42年4月2日 } 昭和44年4月1日	65歳	

※1 特定消防組合員とは、階級が消防司令以下であり、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた方をいいます。

※2 「退職共済年金(経過的職域加算額)」は、平成27年9月30日以前の組合員期間に応じて支給されます。

※3 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者または子がいる場合に加算されます。

支給開始年齢よりも前に年金を受けることができます！

本来の支給開始年齢よりも前に年金を受給したい場合は、60歳以降に繰上げ請求を行うことにより、減額された「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

また、この繰上げ請求については、国民年金から支給される「老齢基礎年金」の全部繰上げ請求と同時に行う必要があります。

◆繰上げ請求したときの減額割合の目安

●一般組合員

生年月日	支給開始年齢	年金の種類	繰上げ請求年齢				
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
昭和33年4月2日 昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金等	—	—	—	—	—
		老齢基礎年金	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
昭和34年4月2日 昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金等	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%	—
		老齢基礎年金	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
昭和36年4月2日 昭和37年4月1日	65歳	老齢厚生年金等	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
		老齢基礎年金	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
昭和37年4月2日	65歳	老齢厚生年金等	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		老齢基礎年金	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

繰上げ請求を行った場合、年金額は1か月当たり0.5%減額となります。
令和4年4月1日以降に60歳に到達する方(昭和37年4月2日以降お生まれの方)は、1か月当たり0.4%の減額となります。



●特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢	年金の種類	繰上げ請求年齢				
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
昭和34年4月2日 昭和36年4月1日	61歳	老齢厚生年金等	6.0%	—	—	—	—
		老齢基礎年金	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
昭和36年4月2日 昭和37年4月1日	62歳	老齢厚生年金等	12.0%	6.0%	—	—	—
		老齢基礎年金	30.0%	24.0%	18.0%	12.0%	6.0%
昭和37年4月2日 昭和38年4月1日	62歳	老齢厚生年金等	14.4%	9.6%	4.8%	—	—
		老齢基礎年金	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
昭和38年4月2日 昭和40年4月1日	63歳	老齢厚生年金等	14.4%	9.6%	4.8%	—	—
		老齢基礎年金	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
昭和40年4月2日 昭和42年4月1日	64歳	老齢厚生年金等	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—
		老齢基礎年金	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
昭和42年4月2日	65歳	老齢厚生年金等	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		老齢基礎年金	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

※表中の割合は、誕生月に請求した場合を例に記載しています。
実際の減額割合は月単位で算定するため、表中の率とは異なる場合があります。

●繰上げ請求の注意点●



- 一度決められた減額率は生涯変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害厚生(基礎)年金や寡婦年金等は受けられません。
- 厚生年金加入中は報酬額により年金の一部または全部が停止となる場合があります。

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414